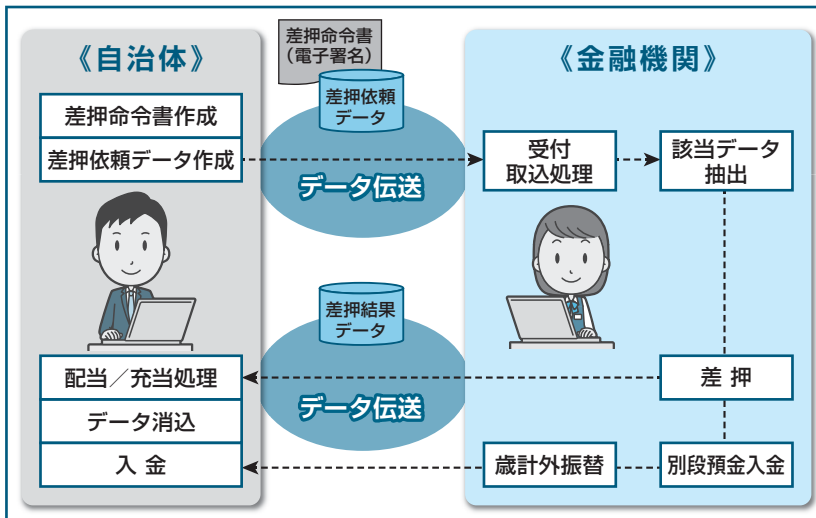


すべて電子的に差押を行うことを提案してきた。筆者が考える理想的な電子差押とは、図1のとおりである。自治体と金融機関とのやり取りは電子的に行う。つまり、自治体は現在の差押命令書(「債権差押通知書」や「差押調書」とも呼ぶ、以下同様)を紙で金融機関に持ち込むのではなく、電子署名などを用いて電子的に送付する。差押の該当者についてもデータで送る。金融機関はその送付データを取り込み、金融機関にあるホストコンピュータのデータと突合させ、滞納者の口座から速やかに自治体の口座へ振り替えて、差押完了データを自治体に伝送する。

このようになれば、基本的に自治体が金融機関の店舗に出向くことなく、また金融機関も突然の窓口対応に忙殺されることもない。自動的にデータを突合させれば、圧倒的に時間の削減ができ、人為的な情報漏えいも減り、自治体職員や行員の心理的負担も削減できる。窓口の営業時間に影響されずに差し押さえることも可能となる。

■ 図1 理想的な電子差押のイメージ



現在は、データ伝送のセキュリティ技術も向上し、技術的には実現可能である。制度を見直せば現実化できる。

この理想形までには至っていないが、平成23年10月より肥後銀行と熊本県が電子的な預金差押を始めており、大幅な時短効果をもたらし、効率化している。肥後銀行は、開始から2年半で、1日8時間労働で換算すると854日と4時間15分の削減ができ、熊本県は平成24年度のみで、1日あたり実働8時間で計算すると、328日と3時間25分の削減ができたことになる。

現在、さまざまな自治体で導入されつつあるが、導入を拒む大きな課題がある。それは、「預金差押の取り消し」である。自治体によっては、預金を差し押さえた後に、滞納者が納付すれば、預金差押を解除している。しかし、基本的には、差し押さえたなら、すみやかに換価するのがルールであって、逆戻りはしてはいけない。この「預金差押の取り消し」は金融機関にとって大迷惑で、これを行っている自治体は今すぐにもでも止めるべきである。

反対債権(住宅ローン、学資ローンなど)については、対象外となるため、肥後銀行の融資取引や保証契約の有無のチェックを行い、反対債権があった場合には、集中差押の対象から外している。ただし、従来通り、窓口対応は可能である。反対債権と税金の優先順位の取扱いについては、総務省を中心に金融機関も交えて議論する必要がある。

また、コンビニATMが普及し、自治体と滞納者とのいたちごっこになりつつある。自治体からは9時開店前に差押通知書を受け付けてほしいという要望もあり、窓口対応も含めて、差押の受付時間についても検討する必要があるだろう。

おわりに

本稿は、4回の連載を通じて、国保税収納率の向上について検討した。国保税収納率の向上は、単に収納率を上げるだけでなく、同時に、自治体職員や収納に関わる関係者の仕事の手間も省くことが重要である。両方を実現するために、知恵を絞っていただきたい。



柏木 恵氏 プロフィール

キヤノングローバル戦略研究所主任研究員。
税理士。博士(経済学)(中央大学)。白鷗大学客員教授。
株式会社大林組を経て、2001年より富士通総研で国や自治体のコンサルティングに従事。
2009年より現職、現在に至る。

日本財政学会員、日本地方財政学会員、国際公共経済学会員。総務省地方財政審議会特別委員、総務省「官民連携入札等監理委員会」専門委員、総務省「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」委員、東京都「固定資産評価に関する検討委員会」委員、横浜市税制調査会委員などを歴任。

専門分野は財政学、地方財政、公会計、官民連携など。

